技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 102 号)の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、令和 4 年 1 1 月 2 2 日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催が決定されました。

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について(PDF: 43KB) https://www.moj.go.jp/isa/content/001385392.pdf
- ▶ 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議運営要領(PDF: 31KB) https://www.moj.go.jp/isa/content/001387044.pdf

構成員

▶ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」名簿(PDF:114KB) https://www.moj.go.jp/isa/content/001385393.pdf

最終報告書

令和4年12月から16回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日(木)、関係閣僚会議の共同議長である 法務大臣に提出されました。

- ▶ <u>最終報告書(概要)(PDF:210KB)</u> https://www.moi.go.ip/isa/content/001407012.pdf
- ▶ <u>最終報告書(PDF:903KB)</u>
 https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf
- ※最終報告書の方針の詳細は、今後検討されることとなります。

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点(ビジョン)

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働 者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ 活躍できる分かりやすい仕組みを 作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすこと ができる外国人との共生社会の実現 に資するものとすること

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、<u>技能・知識を段階的に向上</u>させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 <u>人権保護</u>の観点から、一定要件の下で<u>本人意向の転籍を認める</u>とともに、<u>監理団体等の要件厳格化や関係機関</u> の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
- 見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に<u>無用な混乱や問題が生じないよう</u>、また、<u>不</u> <u>当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう</u>、きめ細かな配慮をすること
- 2 <u>地方や中小零細企業への配慮</u> とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け)。
- 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
- → 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/ 転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補塡が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による<u>転籍支援</u>を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が<u>2年以下</u>の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
- → 受入れ機関と密接な関係を有する<u>役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化</u>による独立性・中立性確保。
- ➤ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- <u>受入れ機関</u>につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、 分野別協議会加入等の要件を設定。
 - ※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②<u>日本語能力A 2 相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格</u> ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の<u>委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化</u> /支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとと もに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
- ➤ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験("N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験("N3等)合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他 (新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年 を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

- •第1回(2022年12月14日開催)
- •第2回(2023年1月31日開催)
- 第3回(2023年2月15日開催)
- •第4回(2023年3月8日開催)
- •第5回(2023年4月10日開催)
- •第6回(2023年4月19日開催)
- •第7回(2023年4月28日開催)
- •第8回(2023年6月14日開催)
- •第9回(2023年6月30日開催)
- •第10回(2023年7月31日開催)
- 第11回(2023年10月4日開催)
- •第12回(2023年10月18日開催)
- •第13回(2023年10月27日開催)
- •第14回(2023年11月8日開催)
- •<u>第15回(2023年11月15日開催)</u>
- 第16回(2023年11月24日開催)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00034.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00056.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00060.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00061.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00063.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00064.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00066.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00069.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00071.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00072.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00074.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00001.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00004.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00078.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00079.html https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03 00005.html

(参考) 技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言 (令和5年12月14日 自民党主党政務調査会 外国人労働者特別委員会)

技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言







2023年12月14日 自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会

外国人労働者等特別委員会(松山政司委員長)は、関係団体からの技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関してヒアリングを 踏まえた提言を取りまとめた。

新たな制度の全体像が見えないことや地方から都市部への外国人材流出等の懸念点について。

また、技能実習制度と特定技能制度の見直しの方向性について、「技能実習制度は、労働力確保と人材育成を目的とした制度に変更し、外国人材・受入れ機関等に配慮すること」「特定技能制度については制度の適正化を図った上で現行制度の活用を検討すること」
「外国人材も含む国内の人が安全安心に暮らすことができる共生社会の実現に資する、制度・環境整備が必要」と整理した。



技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言 ロ

PDF形式 (340KB)

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207230_1.pdf

令和5年12月14日 自由民主党政務調查会 外国人労働者等特別委員会

技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言

技能実習制度と特定技能制度は、法律の規定による検討の時期を迎えている。

本年6月9日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係関僚会議」におい て、岸田文雄総理から①現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材 確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設。②特定技能制度の適正化を図る。③ 各大臣は、両制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、引き続き、法務省の司令塔 的機能の下で、関係府省の連携を強化し、外国人材の受入れ環境の更なる整備等に ついての検討の指示が出され、両制度の在り方についての方向性が示された。

また、首相官邸ホームページ※には技能実習制度及び特定技能制度の見直しにつ いて、「新たな制度では、未熟練労働者として外国人を受け入れ、基本的に 3 年間、企 業等において就労を通じた育成を行い、特定技能 1 号へとステップアップしてもらうことを 目指します」と記載されており、就労期間についての方向性も示されている。

※ 首相官都ホームページ「デフレ完全税却の為の総合経済対策」 https://www.kantei.go.jp/jp/headline/sougoukeizaitaisaku/index.html

外国人労働者等特別委員会では、両制度の在り方について政府及び関係団体から ヒアリングを行い、今後の方向性についての基本的考え方を整理した。

わが国の労働市場の人手不足が深刻化する中で、外国人材が地域経済で果たす 役割は日々重要性を増している。他方で、国際的な人材獲得競争が激化しており、外 国人から日本が選ばれるためには、国際的な人権保護基準を踏まえ、外国人が、わが 国で必要な技能と日本語能力を取得し、キャリアアップしつつ活躍できる受け入れ態勢を 整備しなければ、外国人材確保は困難な状況である。

こうした認識の下、技能実習制度については労働力確保と人材育成を目的とする実 態に即した新たな制度に変更し、外国人材・受入れ機関等に十分に配慮し、制度設計 を目指すべきである。また、特定技能制度については制度の適正化を図った上で現行制 度の活用を検討すべきである。そして、これらの制度の全体像を明確に示した上で、雇用 者も労働者も含め、日本国内のすべての人が安全安心に募らすことができる共生社会 の実現に資する、制度・環境整備が必要である。

他方、各団体・参加議員からは、改正後の制度の全体像がいまだ提示されていない 上、地方から都市部への外国人材の流出をはじめ、特定産業分野の決定方法、転籍 の要件見直し、初期費用負担のあり方等の懸念の声が上がった。とりわけ、外国人材が 地域経済の担い手となっている現状といわゆる「失踪」の真因を踏まえずに、転籍拡大の みを目的とする制度改正によって地方から都市部への外国人材の流出による地域経済 の停滞、人手不足に起因する企業倒産の増加等の深い憂慮が示された。

そこで、当委員会は、政府において、技能実習制度に替わる新制度及び特定技能制 度の在り方については、以下の点を踏まえて検討することを要請する。

【基本的考え方】

- 新制度の労働力確保と人材育成の二つの目的を果たす為に、各分野における 技能習得期間・地域性・季節性等を尊重した制度設計を早期に示し、国民の理 解を十分に得た上で制度改正を行うこと。
- 外国人材の地方から都市部への流出に対する懸念に対しては、具体的な対応 を行うこと。
- 地方から都市部への流出をはじめ、転籍を助長させることで利益を図る悪質なブ ローカーを排除する具体的な方策を講じること。
- 現行の技能実習制度と特定技能制度の産業分野に齟齬がないように、新制度 において必要な特定産業分野を追加・再編すること。

2

- 制度設計、特定産業分野の追加・再編の決定方法・スケジュール等、両制度の 見直しにあたっての全体像を十分に示した上で制度変更を行うこと。
- 無質な送出し機関から法外な手数料等を請求された外国人材が多額の借金を 負った状態での入国を強いられる事例が問題となっている。こうした悪質な送出し 機関からの外国人材の受け入れ停止措置等や二国間協定の締結等の対応策 を抜本的に強化すること。
- 新制度及び特定技能制度の受け入れ見込み数や対象分野は経済情勢等の 変化に応じて適時・適切に変更する必要があり、試験レベルの評価等と合わせ、 有識者等で構成する会議体を設置するなど、会議体の意見を踏まえ政府が判 断する枠組みを創設すること。

[転舞]

- 人材育成という観点から特定機関の在籍を前提としつつ、新たな転籍要件の設 定にあたっては、要件を明確化し、外国人材・受入れ機関・各受け入れ対象分 野のそれぞれに十分に配慮すること。
- 新たな制度での転籍のあり方については、現行制度におけるいわゆる「失踪」の実 態・要件変更の必要性を十分に精査し、「やむを得ない場合」以外の新たな転籍 要件の設定に当たっては、悪質プローカーを確実に排除し、人材確保と人材育 成の双方を実現する体制が十分に構築されることを前提に、3年間の育成期間 に留意しつつ、当分の間、同一機関での就労が少なくとも2年とすることを可能と するなど、外国人材・受入れ機関・各分野等の事情に配慮すること。

[外国人技能実習機構]

 外国人技能実習機構については、受入れ機関及び監理団体に対する監督指 導や外国人材に対する支援·保護機能を強化すること。さらに、労働法令違反 事実に対して厳格な対応を行うため、労働基準監督署等の関係機関との連携 の強化を行うこと。

【監理団体と受入れ機関等について】

- 監理団体・登録支援機関・受入れ機関・送出機関の適正化を図るため要件等 を厳格化したうえで、その機能を十分に果たせない団体・機関には許可の取消を 行うこと。
- ・ 受入れ機関内の役職者と監理団体の兼職の在り方を含め外部監査の導入等 を検討し、監理団体に対して独立性・中立性を確保する措置を講じること。
- ・ 受入れ機関は外国人に選ばれる企業を目指し、契約の履行はもちろんのこと、有 成就労年数に応じた賃金体系、福利厚生、就労環境の改善、生活文化研修、 日本語能力の向上、期間内の一時帰国、生活相談に応じる等、これまで以上 に丁寧なコミュニケーションを図る取り組みを行うこと。

【张印厂筹盟·张印厂国】

- 無質な送出し機関が法外な手数料等を実習生に請求し、実習生が多額の借 金を負った状態で入国することが失踪事案等の要因と指摘されている。政府にお いては、悪質な送出し機関からの実習生の受け入れ停止措置等の対策を講じて いるところであるが、新たな制度でも、こうした取り組みを強化すること。
- 新たな制度において、外国人を受け入れる場合は、原則としてわが国と「二国間 協定」を締結した国に限る。尚、母国で一定の犯罪歴のある者を受け入れの対 象外とすることを適正化すること。

【外国人材のスキルアップと日本語能力向上への取り組み】

- 新たな制度で特定技能1号への移行に必要な試験等に不合格となった者につ いては再受験に必要な範囲で在留を認めること。
- 新たな制度においては、入国時に必要最低限の日本語能力の担保と就労開始 以降に着実に日本語が向上する取り組みを監理団体及び受入れ機関が行うこ ととする。加えて、語学力の向上は個人差があることにも留意して対応すること。
- 母国における日本語学習支援について政府は尚一層拡充に取り組むこと。

【わが国の共生社会の実現】

 国及び地方自治体、監理団体、受入れ機関は「外国人との共生社会の実現に 向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策」に 沿った外国人材の受け入れ態勢を整備すること。

【国及び地方自治体の貴務】

- 国は外国人の不適正な受入れ・雇用を厳格に排除し、新たな制度及び特定技 能制度の円滑な実施、関係機関に必要な人員や設備等の確保に努めること。
- 国は外国人材が国内法に違反し一定の処分が下された場合は、速やかに退去 処分を行うなど適正な対応をとること。
- 業所管省庁は受入れの適正化を促進するほか、業界特有の事情に係る相談窓 口の設置、優良受入れ機関に対する支援、引き抜きを防止するために必要な措 置等を講じるなど、外国人の受入れ環境の整備等に資する取組を行うと共に国 は外国人材活用政策を総括する機関設置を具体化すること。
- 地方自治体は、地域経済の担い手となっている外国人材の受入れ環境の整備 等に取り組むこと。

【その他】

- 技能実習生の失踪原因についての詳細な調査が未だ行われていない。両制度 改正にあたっては、失踪原因の詳細な調査と分析を行ったうえで、具体的な対応 策・予防策等を示すこと。
- 外国人材における社会保険料負担について検討を行うこと。
- 新制度によって永住に繋がる就労者が大幅に増えることが予想される為、永住 許可の制度の適正化を検討すること。
- 上記事項の課題を整理し、国民の十分な理解を得た上で法案提出に臨むこと。

以上





外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。



https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html



カテゴリ別ページ

多言語情報へのリンクを掲載

https://www.moj. go.jp/isa/support /portal/index.htm l#ac-link1



生活・就労ガイドブック

日本の制度やルールなど

https://www.moj.go. jp/isa/support/portal /index.html#ac-link2



https://www.moj.go. jp/isa/support/portal /index.html#ac-link3



https://www.moj.go.j p/isa/support/portal/i ndex.html#ac-link4



https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00066.html

ライフ・イン・ハーモニー推進月間

外国人との共生社会の実現に向けて、我が国で生活する全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義についての関心と理解を深めることが重要です。

法務省は、外国人との共生に係る啓発月間として、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」(英語名: LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH)と定めました。

令和6年1月は、記念すべき第1回の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」です。

期間中は、同月間の中央イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、様々な広報・啓発活動を重点的に実施し、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進していきます。

【推進月間中の実施内容は順次掲載予定】



https://alltfes.jp/



https://alltfes.jp/contest/

(機密2)

2023年12月現在

(取扱注意)

○運営委員名簿

〇庄古安只有序					
No.	役職	氏名	所属	役職等	部会
1	会長	宮浦 浩司	農林水産省大臣官房	総括審議官	_
2	2 副会長	小林 大樹	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	部長	飲食料品製造業部会長
3					外食業部会長
4	委員	関村 静雄	農林水産省畜産局	審議官(兼畜産局)	飲食料品製造業部会
5	委員	山口 潤一郎	水産庁漁政部	部長	飲食料品製造業部会
					水産加工分科会長
6	委員	石井 俊道	(一社) 外国人食品産業技能評価機構	専務理事	-
7	委員	大角 亨	(一財)食品産業センター	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	阿部 勲	(一社)日本パン工業会	専務理事	飲食料品製造業部会
9	委員	大隅 和昭	(一社)日本惣菜協会	常務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	木村 均	(一社)日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	吉井 巧	(一社)日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	嵯峨 哲夫	(公社)日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	強谷 雅彦	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	鈴木 稔	(一社) 日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会	代表理事専務	飲食料品製造業部会
17	委員	荻原 正明	(一社)日本かまぼこ協会	専務理事	飲食料品製造業部会
18	委員	石井 滋	(一社)日本フードサービス協会	常務理事	外食業部会
19	委員	山口 宏記	(公社)日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
20	委員	小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
21	委員	井上 泰弘	(一社)大阪外食産業協会	業務執行理事 副会長	外食業部会
22	委員	本針 和幸	法務省出入国在留管理庁政策課	課長	_
23	委員	篠原 英樹	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	管理官	_
24	委員	永瀬 賢介	外務省領事局外国人課	課長	_
25	委員	川口 俊徳	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	_
26	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	_
27	委員	樋口 公人	(公社)国際人材革新機構	代表理事	_
28	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	-
	•		•		